

雪国太陽光設置モデル創出事業補助金 【Q & A】

令和7年5月16日

(令和7年9月29日改正)

長野県環境部ゼロカーボン推進課

◆ 制度の趣旨

Q なぜ雪国における太陽光発電設備の設置モデルの創出を行うのですか。

A 雪国においては、太陽電池モジュールが積雪荷重に耐えられず、メーカー保証を得られない場合が多いことなどが要因となり、太陽光発電設備の設置が進んでおりません。本補助金は、雪国における設置モデルを創出し、雪国でも太陽光発電設備の設置が可能であることの実績を示すことにより、太陽光発電設備の設置を推進するものです。

Q 雪国とはどこの地域ですか。

A 本補助金においては、交付要綱第5に記載のとおり、垂直積雪量が2メートル以上の地域を対象にしています。主に、北アルプス、長野、北信地域の一部や松本市奈川地区の一部が対象となりますが、それ以外の地域であっても、垂直積雪量が2メートル以上であれば対象になります。

垂直積雪量の確認方法については、県（建設部建築住宅課）のホームページでご確認ください。なお、北アルプス地域は大町建設事務所、北信地域は北信建設事務所が垂直積雪量の数値を別に定めています。また、長野市、松本市及び上田市は特定行政庁のため、それぞれの建築担当課にご確認ください。

【県（建設部建築住宅課）ホームページ】

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kenchiku/infra/kensetsu/kakunin/kijunchi.html#a>

◆ 補助対象

Q 住民が居住する住宅であることはどのように確認するのですか。

A 居住者の住民票の写しを提出いただきますので、これにより住所と設備の設置場所が同一であることを確認します。

Q 普段居住しない住宅（別荘等）に対象設備を設置する場合は補助金の対象となりますか。

A 住民が居住する（住民票がある）県内の住宅でなければ補助金の対象とならないため、別荘等は対象外です。

Q 賃貸住宅に対象設備を設置する場合は補助金の対象となりますか。

A 賃貸住宅への設置は対象外とします。

Q 新築住宅を建設しますが、しばらくは住宅取得者の家族だけが居住し、住宅取得者は単身赴任をする場合は補助金の対象になりますか。

A 住宅取得者の親族が補助金の額の確定から1年以内に居住を開始する場合は補助対象となります。

Q 県内の既存住宅の所有者が、単身赴任のため県外に居住しており、住所も単身赴任先に移しています。補助対象設備を設置する県内の既存住宅に居住しているのが、住宅所有者ではなく、その家族であっても補助金の対象になりますか。

A 第5号事業の場合は、補助対象設備を設置する既存住宅に居住するのが、住宅所有者ではなく、その家族であっても補助金の対象となります。ただし、補助対象設備を購入・設置する契約は、住宅に居住する方（この場合はご家族の方）が締結する必要があります。

Q 新設したばかりの法人等であり、まだ県税を支払っていませんが、補助金を申請できますか。

A 新設したばかりの法人等であることがわかる書類（法人の登記事項証明書等）を提出していただくことにより、県税の滞納がない者とみなし、申請可能とします。

◆ 補助事業

Q 第1号事業から第5号事業の補助対象者は、それぞれ具体的にどのような者を想定しているのですか。

A 例えば、次のような者を想定しています。

第1号事業及び第5号事業：太陽光発電設備を設置する電器店、工務店

第2号事業：太陽光発電設備付きの注文住宅の建設を請け負う工務店

第3号事業及び第4号事業：太陽光発電設備付きの分譲住宅を販売する宅地建物取引業者

◆ 申請手続

Q 申請方法と申請期間について教えてください。

A 申請方法などについては、「雪国太陽光設置モデル創出事業補助金交付申請要領」をご確認ください。

Q 事業の着手とは、具体的にどのようなことですか。

A 第1号事業の場合は、申請者が新築住宅に居住予定の者とその新築住宅に補助対象となる太陽光発電設備を設置する契約を締結することをもって着手とします。

第2号事業及び第3号事業の場合は、申請者が補助対象となる太陽光発電設備付きの新築住宅の建設に着工することをもって着手とします。なお、基礎工事よりも後の工事（地上階の柱又は壁の工事等）をもって着工としますので、杭打ち工事や根切り工事は交付決定前に行っていただいても差し支えありません。

第4号事業の場合は、申請者が締結した補助対象となる太陽光発電設備付きの新築住宅を建設する工事請負契約の相手方が、その新築住宅の建設に着工することをもって着手とします。なお、基礎工事よりも後の工事（地上階の柱又は壁の工事等）をもって着工とし

ますので、杭打ち工事や根切り工事は交付決定前に行っていただいても差し支えありません。

第5号事業の場合は、申請者が既存住宅の居住者とその既存住宅に補助対象となる太陽光発電設備を設置する契約を締結することをもって着手とします。

Q 二世帯住宅（同一の建物）のそれぞれの世帯で機器を設置する予定です。それぞれの世帯で補助金を申請できますか。

A 新築住宅の場合は、それぞれの住戸に居住する予定の者が連名で工事請負契約または不動産売買契約を締結し、2戸分の住宅瑕疵担保責任保険の加入（供託）が必要な場合であって、それぞれの世帯で電気の受給契約が分かれる場合には補助金を申請できます。

既存住宅の場合は、それぞれの世帯で区分登記がなされており、電気の受給契約が分かれている場合は補助金を申請できます。

この場合は、それぞれの世帯において別個に申請を行ってください。（まとめて申請することはできません。）

◆ 他の補助金等との併用

Q 県の他の補助金との併用はできますか。

A 併用できません。

Q 国や市町村の補助金との併用はできますか。

A 本補助制度では国や市町村の補助金との併用を制限していません。

ただし、国や市町村の補助制度において県の補助金との併用を制限している場合がありますので、詳細は併用しようとする補助制度を所管する国又は市町村にご確認ください。

Q FIT認定を受けて売電してもよいですか。

A FIT認定を受けて売電することは差し支えありませんが、自家消費を基本とし、売電するのは余剰電力としてください。

Q グループパワーチョイス（共同購入）との併用はできますか。

A グループパワーチョイスとの併用はできません。

また、グループパワーチョイスにより購入していなくても、以下の場合は補助金の対象となりませんのでご注意ください。

（以下①、②の両方に該当する場合は、補助金の対象となりません。）

① 対象設備の購入・設置の契約を締結する信州の屋根ソーラー認定事業者が、申請者の住所地を担当するグループパワーチョイスの施工事業者でもある。

② 購入する設備は、①の事業者が取り扱うグループパワーチョイスの対象製品と同一のものである。

◆ 交付の条件

Q 交付の条件を満たさなかった場合はどうなりますか。

A 補助金の交付決定を取り消し、補助金の一部又は全部を返還していただく場合があります。

Q 発電電力量等のデータについて、どの程度の時間の単位のデータを提出する必要がありますか。

A 一日単位の発電電力量等のデータを提出してください。

Q 見学会の開催は必須ですか。

A 原則として見学会は開催していただくものと考えております。住宅取得者や既存住宅に居住する方の意向や周囲への配慮の必要性など、特別な事情により見学会の開催が困難な場合も想定されるため、「開催するよう努めること」としております。

◆ 補助対象住宅

Q 住宅を建て直して、設置する場合は新築住宅への設置となりますか。

A 住宅を建て替える場合は新築となります。増築、減築、改修に伴う設備導入であれば、既存住宅への設置となります。

Q 店舗併用住宅の建物への補助対象設備の設置は補助金の対象となりますか。

A 補助対象設備により発電された電気が住宅で利用されるのであれば対象となります。

Q 住宅に併設する物置や車庫（ガレージ、カーポートなど）に設置する太陽光パネルは補助金の対象となりますか。

A 原則として、住宅の自体への設置又は住宅の敷地内での野立て設置を想定していますが、そうした設置ができない特別な事情がある場合は対象となり得ます。個別にご相談ください。

◆ 対象機器

（全般）

Q なぜ太陽光パネルは10kW未満のものが対象なのですか。

A 一般家庭向けの発電容量として、国の固定価格買取制度等を参考に設定しています。

Q リース方式やPPA方式による設備の設置は補助金の対象となりますか。

A 対象となりません。

（太陽光発電設備）

Q 自宅には既に太陽光発電設備を設置していますが、設備の入れ替え（更新）や増設でも補助金の対象となりますか。

A 設備の更新や増設は対象となりません。

Q 知人から有償で譲り受けたものや、中古のものは補助金の対象となりますか。

A 対象となりません。

Q 「雪国・住宅太陽光発電ガイドブック」に記載されている事項はどこまで満たさなければならぬのですか。

A 交付要綱別表第1の要件(1)から(8)までは必須ですが、それ以外にガイドブックで推奨されている事項については、可能な限り配慮した太陽光発電設備の設置を行っていただきたいと考えておりますが、必須とはしておりませんので、個別の状況に応じてご判断ください。

Q 交付要綱別表第1の要件(8)の趣旨を教えてください。(令和7年9月29日追加)

A 交付要綱別表第1の要件(8)は、太陽光発電設備が雪に埋まり、破損しないようにすることを目的としています。アレイ面の傾斜角度を60度以上として降雪が直接アレイ面に積もらないようにしても、地表に積もった雪が太陽光発電設備を覆ってしまった場合には、太陽光発電設備が破損してしまう可能性があるため、垂直積雪量よりも高い位置に設置することを原則としているものです。ただし、雪国においては除雪を行う慣習があり、実態として垂直積雪量まで雪が積もることがない場合には、その除雪の実況に応じて、垂直積雪量よりも低い位置に設置することも可能としております。

なお、除雪の実況により垂直積雪量よりも低い位置に設置できる場合であっても、交付要綱別表第1の要件(3)に記載のとおり、「法令、条例等に適合しているものであること」が前提となります。特に、人体等に対する危険防止措置を講じることは重要であり、法令上「取扱者以外の者に対する危険防止措置」を講じる必要がありますが、法令上危険防止措置について特段定めのない一般用電気工作物に該当する太陽光発電設備についても、法令に準じた取扱いをご検討ください。また、取扱者（施主）の安全性の観点も考慮していただき、資源エネルギー庁が公開している「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」や国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）が公開している「建物設置型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン 2024年版」などを参考にさせていただくことや、取扱者（施主）への説明や協議等を行うなどにより、安全性に十分に配慮した設置をお願いします。

◆ その他

Q 住宅取得者又は既存住宅に居住する者が補助対象設備を処分（譲渡など）する必要がある場合、何か制限はありますか。

A 特段制限はありませんが、補助事業者には1年間の発電電力量等のデータを提供していただく必要がありますので、ご注意ください。

■ 上記の他、不明な点等がございましたら、県庁ゼロカーボン推進課までお問い合わせください。